

令和元年度 依存症支援者研修開催要領

1 目的

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の問題に関する基礎知識や対応方法について理解を深め、県内における地域での相談や支援の充実を図ることを目的とする。

2 対象

以下に該当する者とする。

(1) 基礎研修

- ①県内において、依存症患者等への相談支援を行う者（保健所、市町村、医療機関、相談支援機関職員、司法機関職員等）
- ②県内において、潜在的に依存症者等に対応する機会がある生活の支援を行う者（市町村職員、民生委員、保護司、福祉事務所職員、ハローワーク職員、障害福祉サービス事業所職員、介護職、地域包括支援センター職員、薬剤師、栄養士等）

(2) 相談対応研修（実務者研修）

- (1) の①に該当する者

3 研修内容・日程・定員

「依存症支援者研修日程」を参照

4 申込方法等

- (1) 方法 別紙「依存症支援者研修申込書」により、下記問合せ先に FAX にて申し込むこと
- (2) 申込期限 「依存症支援者研修日程」参照
※先着順のため、定員になりしだい募集を締め切ります。
- (3) その他
 - ①同じ所属から複数参加する場合は、3名までとする。
 - ②申込後、不参加となる場合は必ず連絡を入れること。
 - ③定員を超えた場合は、担当課より電話で連絡します。

5 問合せ先

千葉県精神保健福祉センター 相談指導課

電話 043-263-3891 FAX 043-265-3963

〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 666-2